

# 沖縄県子どもの貧困対策に関する中間評価及び最終評価実施要領

[平成30年2月1日決定]

## 1 趣旨

この要領は、沖縄県子どもの貧困対策に関する施策評価実施要綱(以下「要綱」という。)第4条第2号に定める「中間評価・最終評価」の実施に関し必要な事項を、要綱第7条に基づき定めるものとする。

## 2 中間評価・最終評価の対象

要綱第3条第1号及び第2号に定める事項とする。

## 3 中間評価・最終評価の主な視点

- (1) 沖縄県子どもの貧困対策計画(以下、「計画」という。)に定める目標値の達成状況
- (2) 計画に定める重点施策等(以下、「重点施策等」という。)の取り組み状況
- (3) 重点施策等の実施に係る成果及び課題
- (4) 重点施策等の成果や課題を踏まえた今後の展開方向

## 4 中間評価・最終評価の方法

- (1) 子ども生活福祉部は、要綱第2条第1号の各部等に対し、評価を行うための目標値及び重点施策等の取組に係る検証実施を依頼する。
- (2) 各部等は、「指標等検証票」(様式1)及び「重点施策等検証票」(様式2)を作成し、子ども生活福祉部に提出する。
- (3) 子ども生活福祉部は、評価の適切な実施を図る観点から各部等に対し必要な調整及び支援を行う。
- (4) 子ども生活福祉部は、検証結果に基づき評価結果をとりまとめ、沖縄県子どもの貧困対策推進会議(以下「推進会議」という。)に提出する。
- (5) 推進会議において、評価結果を確認するものとする。
- (6) 推進会議で確認を行った評価結果については、沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)の意見聴取を行うものとする。
- (7) 子ども生活福祉部は、有識者会議の意見も踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめる。
- (8) 子ども生活福祉部は、評価結果を、計画の見直しに活用する。

## 5 評価結果の公表

- (1) 子ども生活福祉部は、評価結果をとりまとめた場合は、沖縄県庁ホームページなどにおいて速やかに公表するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。